

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月9日（金）第3467号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○地域森林計画案の縦覧	（森林経営課取扱い）	1
○地域森林計画の変更案の縦覧（2件）	（森林経営課取扱い）	1
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い）	4
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い）	4
○団体営土地改良事業の工事の完了（3件）	（農地整備課取扱い）	4
○公共測量の実施（2件）	（監理課取扱い）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（南薩地域振興局取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第999号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により南薩地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

平成30年11月9日から同年12月10日まで

鹿児島県告示第1000号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成30年1月12日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
平成30年11月9日から同年12月10日まで

鹿児島県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（平成30年1月12日鹿児島県告示第21号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課
- 3 縦覧期間
平成30年11月9日から同年12月10日まで

鹿児島県告示第1002号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
志布志市，大崎町及び東串良町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに志布志市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間
平成30年12月7日から平成31年3月20日まで
- 2 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し，又は管理する者は，当該松の樹木を伐倒して破砕するか，又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。
- 3 命令しようとする理由
1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており，2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 4 その他
 - (1) 2に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
 - (2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は，破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあっては，15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
 - (3) 2に掲げる措置を行った者は，平成31年3月20日（水）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。
 - (4) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が2に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字手安字桑又原885番1, 885番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1004号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	平成30年11月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）外俣地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年10月18日に行った。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、日置郡松元町石谷24番地新村政義ほか40人が共同して行う土地改良事業農業構造改善（農地造成）新村地区の工事が昭和44年4月10日に完了した旨の届出があった。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、日置郡松元町石谷1502番地中山忠良ほか50人が共同して行う土地改良事業農業構造改善（農地造成）石谷東地区の工事が昭和44年4月10日に完了した旨の届出があった。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、日置郡松元町石谷3692番地宇田忠ほか50人が共同して行う土地改良事業農業構造改善（農地造成）中尾地区の工事が昭和44年4月10日に完了した旨の届出があった。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1009号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成30年10月16日から平成31年3月14日まで
- 3 作業の地域 長島町広野地内

鹿児島県告示第1010号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、奄美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量：数値地形図データファイルの作成）
- 2 作業の期間 平成30年10月22日から同年12月28日まで
- 3 作業の地域 奄美市（史跡小湊フワガネク遺跡）

南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年11月9日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハイビスカス	指宿市新西方 2860番地3	社会福祉法人ハイビスカス福祉会	指宿市新西方 2860番地3	徳永 勝憲	平成30年 9月30日	自立訓練 （生活訓練）